

基本計画 新旧対照表

現行	改正案
滋賀県農村地域への産業の導入に関する基本計画	滋賀県農村地域への産業の導入に関する基本計画
<p style="text-align: center;">平成31年2月 滋賀県</p>	<p style="text-align: center;">令和5年1月 滋賀県</p>
はじめに	はじめに
(1) 計画策定の背景	(削除)
<p>本県では、農村地域において農業と工業等との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図るため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）（以下「法」という。）に基づき、法第5条第1項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）の策定による計画的な工業等の導入が推進されてきたところであるが、近年では新たな実施計画の策定は見られなくなっている。</p>	<p>本県では、農村地域の高齢化や人口減少の進行により、担い手への農地の集積・集約化等が必要になっているところ、農村集落において、定住につながる雇用の機会や収入が、都市部に比べて少ないこともあり、県全体よりも先行して高齢化と人口減少が進むとともに、農業への関心が薄れ、水路や農道を維持管理する共同活動や集落行事への参加率が低下するなど、農村の集落機能の低下が進んでいることから、農村集落をはじめとした農村地域の活性化が課題となっている。</p>
<p>今般、産業構造の変化に伴い全就業者に占める工業等の就業者数のウエイトが低下していることを受け、農村地域の就業機会を確保し、農村の振興を図るために、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）（以下「改正法」という。）が制定され、今まで工業等に限定されていた産業の業種に係る法律上の制限を廃止し、農業と農村地域に導入される産業（以下「導入産業」という。）との均衡ある発展が図られる業種について、法に基づき農村地域に導入することが可能になったところであり、国において法第3条第1項に規定する基本方針も変更されたところである。</p>	
<p>今後は、当該変更後の基本方針に即し、農村地域の農業者や様々な地域住民が地域で住み続けられるように、環境と経済・社会活動の持続可能性を同時に実現し、健全な循環を構築することで、持続可能な健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、農村地域と調和のとれた産業を導入し、併せて担い手に対する農地の集積・集約化等の農業の構造改革を進めることにより、農村集落をはじめとした農業地域の活性化および魅力ある農村づくりを促進するため、</p>	<p>このような状況を踏まえ、農村地域の農業者や様々な地域住民が地域で住み続けられるように、環境と経済・社会活動の持続可能性を同時に実現し、健全な循環を構築することで、持続可能な健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、農村地域と調和のとれた産業を導入し、併せて担い手に対する農地の集積・集約化等の農業の構造改革を進めることにより、農村集落をはじめとした農業地域の活性化および魅力ある農村づくりを促進する必要がある。</p>

基本計画 新旧対照表

現行	改正案
<p>法 第 4 条第 1 項に規定する基本計画として、平成 33 年度を目標年次とする本計画（第 8 次）を策定し、本県の農村地域への産業の導入を促進するための具体的な考え方および施策の方向性を示すこととする。</p>	<p>については、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）（以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する基本計画として、本計画を策定し、本県の農村地域への産業の導入を促進するための具体的な考え方および法第 5 条第 1 項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）を市町が定めるに当たり、留意すべき事項を示すこととする。</p>
<p><b>(2) 本県の概況</b></p>	<p>(削除)</p>
<p>本県の農村地域は、面積は 3,359.92 k㎡、人口は 842,842 人、(以上、平成 27 年) であり、それぞれ県全体の 83.6%、59.7%を占めており、人口では過去 5 年間に 1.2%減少している。</p>	
<p>産業面では、県内総生産に占める製造業の比率が 35.4%と全国 1 位であるなど、琵琶湖からの豊富な水源や都市部への交通利便の優位性などを背景に、これまで多くの工業製品生産工場の集積が進んできた。一方で、産業 3 部門別就業者の推移をみると、第 2 次産業の割合は全国的に高いものの、平成 2 年をピークに第 2 次産業の割合は低下を続け、代わって第 3 次産業の割合が上昇し、平成 27 年においては 65.5%と約 3 分の 2 を占めるようになるなど、ゆるやかな移行が進んでいる。</p>	
<p>農業面においては、平成 22 年から平成 27 年までの間に、農家人口は 30,696 人減少(△29.4%)、農業従事者数は 4,632 人減少(△15.8%)、耕地面積は 800ha 減少(△1.5%)となる一方で、担い手となる認定農業者は 334 人増加(18.9%)、経営面積については 15ha 以上の経営体のシェアがこの 10 年間で 20.3 ポイント増加し 33.1%にまで達するなど、農地の集積・集約化が進んでいる。</p>	
<p>このように農村地域の高齢化や人口減少の進行により、担い手への農地の集積・集約化等が必要になっているところ、農村集落においては、県全体よりも先行して高齢化と人口減少が進むとともに、農業への関心が薄れ、水路や農道を維持管理する共同活動や集落行事への参加率が低下するなど、農村の集落機能の低下が進んでいることから、農村集落をはじめとした農村地域の活性化が課題となっている。</p>	

基本計画 新旧対照表

現行	改正案
<p><b>(3) 産業導入地区の指定状況</b>                      本県において産業導入地区として指定されている地区は、7市町20地区であり（平成30年3月31日時点）、工場用地等面積は202.7haである。この工場用地等面積のうち、企業が立地した面積は146.2haで（導入率72.1%）、40社の立地となっている。</p>	<p>(削除)</p>
<p><b>1 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標</b>  <b>(1) 導入</b>                      _____                      業種 _____</p> <p>ア 農業の振興に関する県の計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和および農業を始めとする農村地域の既存の産業との協調に留意しつつ、導入する地域の特性に応じ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。</p> <p>イ 導入産業の業種については、雇用状況等に関し導入しようとするそれぞれの地域の特性・実情に即したものであり、かつ、当該産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであることが必要である。</p> <p>ウ 具体的に導入すべき業種については、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類のうち、別表のとおりとする。</p> <p><b>(2) 選定理由</b>                      _____                      導入業種 _____</p>	<p><b>1 _____農村地域への産業の導入の目標</b>  <b>(1) 導入産業（農業と農村地域に導入される産業のことをいう。以下同じ。）の業種の選定の考え方</b>                      _____農業の振興に関する県の計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和および農業を始めとする農村地域の既存の産業との協調に留意しつつ、導入する地域の特性に応じ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>導入産業の業種については、市町が定める実施計画において具体的に記載されることとなるが、当該導入業種（市町村が実施計画におい</p>

現行	改正案
<p>の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。</p>	<p>て定める導入すべき産業の業種のことをいう。以下同じ。)の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。</p>
<p><b>ア 安定した就業機会が確保されること</b></p>	<p><b>ア 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること</b></p>
<p>当該産業の立地・導入により、地域の農業者の安定的な就業機会および雇用の質が確保されること。例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は望ましくない。また、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業や、短期の雇用など安定的な雇用が見込めない事業については、選定しないものとする。</p>	<p>就業機会の創出に当たって、産業導入地区における地域の農業者の安定的な就業機会および雇用の質が確保されること。例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は望ましくない。また、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業や、短期の雇用など安定的な雇用が見込めない事業については、選定しないものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>また、「農業と導入産業との均衡のある発展」には、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化に資することも含まれる。</p>
<p><b>イ 雇用構造の高度化に資すること</b></p>	<p><b>イ 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること</b></p>
<p>より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分が行われること。また、地域住民の希望や能力に沿った就業が円滑に行われるとともに、所得の向上に資するものを優先的に導入する。</p>	<p>市町が実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要である。</p>
<p><b>ウ 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全および地域産業等との調和が図られていること</b></p>	<p><b>ウ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること</b></p>
<p>導入業種について、周辺地域の他の産業や住民の生活環境への影響に懸念が出ないよう、市町の都市計画の方針に適合するものとする。地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要がある場合には、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流通形態等に重大な影響を及ぼすことと</p>	<p>導入業種について、周辺地域の他の産業や住民の生活環境への影響に懸念が出ないよう、市町の都市計画の方針に適合するものとする。地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要があるときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流通形態等に重大な影響を及ぼすことと</p>

基本計画 新旧対照表

現行	改正案
<p>ならないよう特に留意する_____。</p>	<p>ならないよう特に留意する<u>ことが望ましい</u>。</p>
<p><u>エ 上記ア～ウに加え、業種毎に産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを市町とのヒアリング結果を踏まえ、下記により選定する。</u></p>	<p><u>エ 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること</u></p>
<p>① <u>食品製造業をはじめとする別表に掲げる 19 業種の製造業については、既に実施計画に記載された産業導入地区に立地済の業種であり、立地ニーズが高い。また、雇用吸収力が高く、これまでも農業従事者の安定的な就業や地域での雇用の確保に加えて、加工食品の開発や農業機械器具等の製造に寄与していることから選定する。</u></p>	<p><u>地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。例えば、ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。</u></p>
<p>② <u>道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業を始めとする流通関連業種については、既に実施計画に記載された産業導入地区に立地済または立地予定の業種であり、立地ニーズが高い。また、農業従事者の安定的な就業や地域での雇用の確保に加え、農産物や加工食品、資材等の円滑な流通に寄与していることから選定する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>③ <u>飲食料品小売業については、地域資源を活用した食品加工に取り組む農業従事者や既に参入している食品製造業との連携が高いと見込まれる産業であり、市町と事業者の間で産業導入地区の候補および規模等の調整が進んでいるなどの立地ニーズがあることや、雇用効果も高く見込まれることに加え、第3次産業への</u></p>	

基本計画 新旧対照表

現行	改正案
<p>就業や6次産業化の取組につながるため、新たに選定する。</p> <p>④ 釣堀業については、地域に賦存する資源を活用する地域内発型のものであり、かつ農村地域での立地ニーズのあることから、農林業者など地域の関係者の連携によって農村地域の活性化及び持続的な発展につながるが見込まれるため、新たに選定する。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>オ 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること</p> <p>法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となる。</p>
<p>(3) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方</p> <p>本計画の対象となり、産業導入地区の区域の設定を通じて、農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、大津市、彦根市および草津市を除く全域とし（ただし大津市については旧志賀町の地域は含む）、これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により、認定農業者等の担い手に地域の農地の集積・集約化等を図る。</p> <p>なお、産業導入地区の区域の設定および見直しについては、次に掲げる事項に留意する。</p>	<p>(2) 産業導入地区の区域の設定および見直しの考え方</p> <p>本計画において産業導入地区の対象とする区域は、法の規定により定められる農村地域とし</p> <p>、これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により、認定農業者等の担い手に地域の農地の集積・集約化等を図る。</p> <p>なお、産業導入地区の区域の設定および見直しについては、次に掲げる事項に留意する。</p>
<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 自然環境の保全</p> <p>産業導入にあたっては、県土の美しい自然を破壊することなく後世代に引き継ぐことが現世代に課された責務であることから、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、天然記念物等貴重な動植物の</p>	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 自然環境の保全</p> <p>産業導入にあたっては、県土の美しい自然を破壊することなく後世代に引き継ぐことが現世代に課された責務であることから、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、天然記念物等貴重な動植物の</p>

基本計画 新旧対照表

現行	改正案
<p>生息地及び自生地、特異な地質または地形を有する地域等良好な自然環境を形成している地域、文化財および埋蔵文化財包蔵地、並びにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域等については、産業導入地区の設定を避ける。</p> <p>また、その他の自然環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）に産業導入地区を設定する場合には、自然環境への重大な影響がないように十分な配慮をする。</p> <p>オ 略</p> <p>(4) 配慮事項</p> <p>ア 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化または新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境および生活環境の改善、企業相互または企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。</p> <p>また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。</p> <p>イ 略</p> <p>2 略</p>	<p>生息地および自生地、特異な地質または地形を有する地域等良好な自然環境を形成している地域、文化財および埋蔵文化財包蔵地、ならびにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域等については、産業導入地区の設定を避ける。</p> <p>また、その他の自然環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）に産業導入地区を設定する場合には、自然環境への重大な影響がないように十分な配慮をする。</p> <p>オ 略</p> <p>(3) 配慮事項</p> <p>ア 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化または新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境および生活環境の改善、企業相互または企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。</p> <p>また、導入企業は、快適な職場環境および生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員または地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。</p> <p>イ 略</p> <p>2 略</p>

基本計画 新旧対照表

現行	改正案
<p>3 (1)、(2) 略</p> <p>(3) 農業の構造改革のため、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき市町が策定する基本構想の内容や、「<u>人・農地プラン</u>」の内容等に留意しながら、農地中間管理機構も活用し、農地の集積・集約化を図る。 なお、担い手への農地の集積・集約化にあたっては、農村地域における産業導入促進が農業構造の改善を阻害しないよう留意する。</p> <p>(4) 略</p>	<p>3 (1)、(2) 略</p> <p>(3) 農業の構造改革のため、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき市町が策定する基本構想の内容や、「<u>地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）</u>」の内容等に留意しながら、農地中間管理機構も活用し、農地の集積・集約化を図る。 なお、担い手への農地の集積・集約化にあたっては、農村地域における産業導入促進が農業構造の改善を阻害しないよう留意する。</p> <p>(4) 略</p>
<p>4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針</p> <p>(1) 産業導入地区の区域の設定については、1 (3)の「産業導入地区の区域の設定及<u>び見直し</u>」によるものとするが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、地域の実情を踏まえつつ、下記の考え方に基づいて産業導入地区の区域を設定することとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又<u>は</u>干拓）を実施した農用地を含めないこと。 土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立てまたは干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。</p> <p>オ (ア)～(ウ) 略</p>	<p>4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針</p> <p>(1) 産業導入地区の区域の設定については、1 (2)の「産業導入地区の区域の設定およ<u>び見直し</u>」によるものとするが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、地域の実情を踏まえつつ、下記の考え方に基づいて産業導入地区の区域を設定することとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て<u>または</u>干拓）を実施した農用地を含めないこと。 土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立てまたは干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。</p> <p>オ (ア)～(ウ) 略</p>
<p>(2)～(3) 略</p> <p>5 略</p>	<p>(2)～(3) 略</p> <p>5 略</p>

基本計画 新旧対照表

現行	改正案
<p>(1)、(2) 略</p> <p><b>(3) 定住等および地域間交流の条件の整備</b>                      産業の円滑な導入に併せて、農村地域での定住等および地域間交流の促進に資するための条件の整備が推進されるよう、市町への助言等必要な支援を行う。                      この場合において、定住等<u>及</u>び地域間交流の条件の整備は、複数の市町からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備<u>及</u>び文化の振興に努める。</p> <p><b>6 略</b>  <b>(1) 略</b>  <b>(2) 職業紹介等の充実</b>                      農業従事者のほか、地域住民<u>及び</u>地域への移住者等がその希望<u>及び</u>能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、職業安定行政機関等の連携を図り、きめ細かい職業相談、職業指導<u>および</u>職業紹介に<u>応じられる</u>体制の実施に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p><b>7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備および開発その他の事業に関する事項</b>                      農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため次の施策を実施する。</p> <p><b>(1) 担い手の育成・確保</b>                      効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望まし</p>	<p>(1)、(2) 略</p> <p><b>(3) 定住等および地域間交流の条件の整備</b>                      産業の円滑な導入に併せて、農村地域での定住等および地域間交流の促進に資するための条件の整備が推進されるよう、市町への助言等必要な支援を行う。                      この場合において、定住等<u>および</u>地域間交流の条件の整備は、複数の市町からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備<u>および</u>文化の振興に努める。</p> <p><b>6 略</b>  <b>(1) 略</b>  <b>(2) 職業紹介等の充実</b>                      農業従事者のほか、地域住民、<u>　</u>地域への移住者等がその希望<u>および</u>能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、職業安定行政機関等の連携を図り、きめ細かい職業相談、職業指導<u>および</u>職業紹介に<u>応じられる</u>体制の実施に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p><b>7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備および開発その他の事業に関する事項</b>                      農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため次の施策を実施する。</p> <p><b>(1) 担い手の育成・確保</b>                      効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望まし</p>

基本計画 新旧対照表

現行	改正案																																										
<p>い農業構造を実現するため、市町における「<u>人・農地プラン</u>」の策定を通じて、地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。</p>	<p>い農業構造を実現するため、市町における「<u>地域計画</u>_____」の策定を通じて、地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。</p>																																										
(2) 略	(2) 略																																										
8 (1)～(9) 略	8 (1)～(9) 略																																										
別表	(削除)																																										
滋賀県農村産業導入基本計画 1 の(1)の表 (日本標準産業分類 (平成 25																																											
年 10 月改定))																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 805 873 869">導入すべき業種</th> <th data-bbox="873 805 1041 869">産業分類</th> <th data-bbox="1041 805 1120 869"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="114 869 873 917">食料品製造業</td><td data-bbox="873 869 1041 917">09</td><td data-bbox="1041 869 1120 917">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 917 873 965">繊維工業</td><td data-bbox="873 917 1041 965">11</td><td data-bbox="1041 917 1120 965">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 965 873 1013">木材・木製品製造業 (家具を除く)</td><td data-bbox="873 965 1041 1013">12</td><td data-bbox="1041 965 1120 1013">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 1013 873 1061">家具・装備品製造業</td><td data-bbox="873 1013 1041 1061">13</td><td data-bbox="1041 1013 1120 1061">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 1061 873 1109">パルプ・紙・紙加工品製造業</td><td data-bbox="873 1061 1041 1109">14</td><td data-bbox="1041 1061 1120 1109">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 1109 873 1157">印刷・同関連業</td><td data-bbox="873 1109 1041 1157">15</td><td data-bbox="1041 1109 1120 1157">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 1157 873 1204">化学工業</td><td data-bbox="873 1157 1041 1204">16</td><td data-bbox="1041 1157 1120 1204">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 1204 873 1252">プラスチック製品製造業 (別掲を除く)</td><td data-bbox="873 1204 1041 1252">18</td><td data-bbox="1041 1204 1120 1252">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 1252 873 1300">ゴム製品製造業</td><td data-bbox="873 1252 1041 1300">19</td><td data-bbox="1041 1252 1120 1300">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 1300 873 1348">非鉄金属製造業</td><td data-bbox="873 1300 1041 1348">23</td><td data-bbox="1041 1300 1120 1348">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 1348 873 1396">金属製品製造業</td><td data-bbox="873 1348 1041 1396">24</td><td data-bbox="1041 1348 1120 1396">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 1396 873 1436">はん用機械器具製造業</td><td data-bbox="873 1396 1041 1436">25</td><td data-bbox="1041 1396 1120 1436">※</td></tr> <tr><td data-bbox="114 1436 873 1484">生産用機械器具製造業</td><td data-bbox="873 1436 1041 1484">26</td><td data-bbox="1041 1436 1120 1484">※</td></tr> </tbody> </table>	導入すべき業種	産業分類		食料品製造業	09	※	繊維工業	11	※	木材・木製品製造業 (家具を除く)	12	※	家具・装備品製造業	13	※	パルプ・紙・紙加工品製造業	14	※	印刷・同関連業	15	※	化学工業	16	※	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	18	※	ゴム製品製造業	19	※	非鉄金属製造業	23	※	金属製品製造業	24	※	はん用機械器具製造業	25	※	生産用機械器具製造業	26	※	
導入すべき業種	産業分類																																										
食料品製造業	09	※																																									
繊維工業	11	※																																									
木材・木製品製造業 (家具を除く)	12	※																																									
家具・装備品製造業	13	※																																									
パルプ・紙・紙加工品製造業	14	※																																									
印刷・同関連業	15	※																																									
化学工業	16	※																																									
プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	18	※																																									
ゴム製品製造業	19	※																																									
非鉄金属製造業	23	※																																									
金属製品製造業	24	※																																									
はん用機械器具製造業	25	※																																									
生産用機械器具製造業	26	※																																									

基本計画 新旧対照表

現行			改正案
業務用機械器具製造業	27	※	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	28	※	
電気機械器具製造業	29	※	
情報通信機械器具製造業	30	※	
輸送用機械器具製造業	31	※	
その他の製造業	32	※	
道路貨物運送業	44		
倉庫業	47		
運輸に附帯するサービス業【うちこん包業に限る】	48	※	
飲料品卸売業	52	※	
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53	※	
飲食料品小売業	58		
娯楽業【うち釣堀業に限る】	80		
※実施計画に記載され、立地済みの業種			